

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス放射線モニタ排ガス減衰タンク出口サンプル出口弁グランド部より排ガスサンプリングラック内ヘリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	取水設備トラベリングスクリーン（B）のシャープピン（過負荷時に折損する安全ピン）が折損していたが、警報「トラベリングスクリーンBシャープピン断」の未発生が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
3	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置1・2号機共用制御用空気圧縮機運転確認において、冷却水入口弁に開動作不良（駆動制御用電磁弁不良）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
4	3号機	集合排気筒航空障害灯制御盤の一部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	5号機	主タービンバイパス弁駆動用油筒（No. 1, 2）点検において、部品取付ボルト（3本）に固着が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	5号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 1～4）点検において、ハウジング締付ボルト（17箇所）にカジリが認められたため、当該ボルトを交換	D	
7	5号機	高圧注水系タービン点検において、ケーシング内静翼押え座金に損傷が認められたため、当該座金を交換	B	
8	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット点検において、駆動水圧入口ボール逆止弁（13台）の弁体にかみ傷が認められたため、当該弁体を交換	D	
9	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）制御用電磁弁点検において、当該電磁弁に異音（うなり音）が認められたため、当該弁を交換	D	
10	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液弁点検において、弁内部の残水を床ドレン排水ファンネルに排水すべきところ、誤って機器ドレン排水ファンネルに排水したことが認められたため、注意喚起および対応検討	C	
11	集中環境施設	廃液乾燥固化系再生廃液濃縮器再循環ポンプ（A）電流／加熱器圧力記録計記録用紙交換作業において、一括警報「再生廃液濃縮器工程異常」の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで